

## 令和8年度 宮若市学童保育所入所のご案内（夏期のみ）

（申請書配布・受付期間 令和8年6月3日(水)から令和8年6月15日(月)まで）

### 1. 目的

学童保育所は、保護者が仕事や病気等の理由により放課後留守家庭であり、児童の健全育成上指導を必要とする児童を対象に適当な環境を整えて生活指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的としています。

### 2. 設置主体 宮若市（担当課：こども家庭課 保育係）

### 3. 運営主体 宮若市社会福祉協議会

### 4. 学童保育所名及び募集予定人員（※状況により変動があります）

学童名	所在地（電話番号）	募集人数
宮田南学童保育所	宮若市宮田3461番地（宮田南小学校内） 1組 TEL 090-4581-3563 2組 TEL 080-9105-0466	10名 (40人×1クラス、 30人×1クラス)
宮田北学童保育所	宮若市龍徳1207番地1 1組 TEL 090-4581-7177 2組 TEL 080-9143-1506	33名 (40人×2クラス)
光陵学童保育所	宮若市磯光1317番地18（光陵小学校横） 1組 TEL 090-7451-3485 2組 TEL 070-1946-0193 3組 TEL 090-7451-5004	5名 (40人×2クラス、20 人×1クラス)
宮若西学童保育所	宮若市竹原1番地1 1組 TEL 090-7451-8700 2組 TEL 080-9101-3973 3組 TEL 090-7451-5639	8名 (40人×3クラス)

### 5. 対象児童 次の条件にあてはまる児童です。

(1) 小学校に在学している児童であること。

※保護者のいずれかが月48時間未満の就労の場合、学童保育所の利用はできません

### 6. 夏期休暇期間のみの利用について

「利用条件」①日中児童を保護する人がいない家庭であること。

②保護者が送迎可能であること。

③学童保育所の定員に余裕がある場合。(在学する小学校以外の学童保育所でも利用希望があり、保護者の送迎が可能であれば可。)

※夏期休暇期間中のみ利用は、各学童の定員に余裕がある場合のみ6月に募集を行います。

## 7. 開所期間

夏期の開所期間は、令和8年7月21日～8月24日。

ただし、日曜日、国民の祝日（振替休日を含む）及び8月13日～8月15日は閉所いたします。

## 8. 利用時間

夏期休暇期間は、午前8時～午後6時30分まで

（午前8時の開所では就労開始時間に合わない方は、午前7時30分からの延長開所を利用できます。事前申請・事前予約制、追加料金が必要です）

## 9. 指導内容

学童保育所では、保育所内での遊びを通じての生活指導を行います。学習塾と違い勉強を教える場ではありませんので、子どもたちへ宿題の強制はしていません。

## 10. けが・発病時の対応

緊急を要する場合等状況に応じ入所申請書に記入されている医療機関へ連れて行き、保護者の方に連絡をいたします。この場合、必ず保護者の方に医療機関へ迎えに来ていただきます。再度学童保育所へ戻ることは出来ません。

## 11. 自然災害等の対応

台風や大雨による水害、地震等の災害が発生した場合、学童保育所は状況に応じ市の判断の上、閉所することもあります。その場合は、学童保育所から保護者の方へ連絡をいたしますので、必ず職場の電話番号（携帯電話では繋がらない場合があるため、職場への連絡を優先します。）を正確にご記入下さい。

## 12. 入所の手続き

学童保育所の入所の手続きは、保護者の方が行ってください。

- (1) 提出書類 ①入所申請書(様式第1号)  
②就労証明書等、保育の必要性を証するもの(世帯員全員分必要)  
※令和8年度保育所申込で提出済の方は不要。欄外にその旨ご記入下さい。  
※令和7年1月1日時点で宮若市外に住民票があった方で、非課税世帯の方は所得課税証明書が必要です。詳しくは保育係までお問い合わせください。
- (2) 申請書配布・受付期間 令和8年6月3日(水)から令和8年6月15日(月)まで
- (3) 申請書配布・受付時間
- ①市役所こども家庭課 (Tel 32-0517)  
時間：8時30分～17時15分(土・日曜日・祝日を除く)
  - ②宮若市社会福祉協議会 (Tel 32-0335)  
時間：8時30分～17時15分(土・日曜日・祝日を除く)
  - ③入所希望の各学童保育所  
時間：13時30分～18時30分(日・祝日を除く)
  - ④若宮総合支所 市民窓口課  
時間：8時30分～17時15分(土・日曜日・祝日を除く)
- (4) 入所に関する説明会等

入所が決定した方に対する説明会は、7月中旬から下旬にかけて各学童保育所にて実施します。事前の見学や説明等を希望される方は、各学童保育所へお問い合わせください。  
(※入所が決定した方への説明会のお知らせは、入所決定通知書に同封予定としています。)

## 13. 入所選考について

対象児童は小学校6年生までですが、申込みが定員を上回った場合、学年(低学年を優先)、保育の必要性等を審査し、選考します。

## 14. 費用負担

- (1) 利用料 . . . . . 夏期休暇期間中のみの利用 10,000円  
(2か月分、減免有)  
※延長利用の場合、利用一回につき100円(減免有)
- (2) おやつ代 . . . . . 夏期休暇期間中のみの利用 4,600円
- (3) 保護者会活動費用 . . . 夏期休暇期間中のみの利用 1,400円(児童1人分)
- (4) 傷害・賠償保険料 . . . 年額 800円

※ 申請書に「児童に関する留意事項」の欄を設けております。持病、アレルギー、発達で気になる事等ありましたら必ずご記入ください。適切な加配、クラス編成の為、ご協力をお願いいたします。

※ 延長利用をご希望の場合、入所決定通知に延長利用の申請書を添付予定としておりますので、必要な方は別途申請をお願いいたします。必要性のある方のみ利用可能となります。

※ 生活保護を受給されている方は、収入認定の際に就労収入から学童保育所の利用料が必要経費として控除されます。詳しくは、福祉事務所の地区担当員にお尋ねください。